

○ひたちなか市水道事業給水条例

平成 6 年 1 月 1 日

条例第 119 号

改正 平成 9 年 3 月 26 日 条例第 13 号

平成 10 年 3 月 26 日 条例第 10 号

平成 11 年 1 月 22 日 条例第 55 号

平成 15 年 3 月 27 日 条例第 22 号

平成 22 年 3 月 31 日 条例第 7 号

平成 23 年 3 月 30 日 条例第 7 号

平成 25 年 6 月 24 日 条例第 23 号

平成 25 年 1 月 25 日 条例第 38 号

平成 26 年 3 月 28 日 条例第 7 号

平成 27 年 3 月 26 日 条例第 14 号

令和元年 6 月 27 日 条例第 2 号

令和元年 9 月 26 日 条例第 19 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 11 条—第 16 条）

第 3 章 給水（第 17 条—第 24 条）

第 4 章 料金、加入金及び手数料（第 25 条—第 37 条）

第 5 章 管理（第 38 条—第 41 条）

第 6 章 貯水槽水道（第 42 条・第 43 条）

第 7 章 委託（第 44 条）

第 8 章 補則（第 45 条）

第 9 章 罰則（第 46 条・第 47 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）

その他法令に定めるもののほか、ひたちなか市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 給水区域は、ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例（平成6年条例第116号）第3条第2項に定めるところによる。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者（ひたちなか市水道事業の設置等に関する条例第4条に規定する管理者をいう。以下同じ。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置（1世帯又は1箇所で専用するものをいう。以下同じ。）
- (2) 私設消火栓（消防用に使用するもので管理者が封かんしたものをいう。以下同じ。）

（専用給水装置の給水用途）

第5条 専用給水装置における給水の用途は、次のとおりとする。

- (1) 一般用（次号に規定する用途以外の用途に給水するものをいう。以下同じ。）
- (2) 臨時用（工事の施行その他一時の用途に給水するものをいう。以下同じ。）

第6条 削除

（給水装置の所有者の代理人）

第7条 給水装置の所有権を有する者（以下「所有者」という。）は、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、代理人（市内に居住する者に限る。以下同じ。）を置かなければならない。

（管理人の選定）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、給水装置の管理人（以下「管理人」という。）を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の規定により選任された管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（同居人等の行為に対する責任）

第9条 給水装置の使用者（以下「使用者」という。）は、その家族、同居人、使

用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならぬ。

(給水装置の管理)

第10条 使用者若しくは管理人又は所有者（以下「使用者等」という。）は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 納入装置の修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、使用者等の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めたものは、この限りでない。

3 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者等の責任とする。

第2章 納入装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第11条 工事（納入装置の新設、増設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に規定する納入装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をいう。以下同じ。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(工事の施行)

第12条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定納入装置工事事業者」という。）が施行する。

2 指定納入装置工事事業者は、前項の規定により工事を施行する場合には、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 管理者は、第1項の規定により工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第13条 管理者は、災害等による納入装置の損傷を防止するとともに、納入装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から市の水道メータ（以下「メータ」という。）までの間の納入装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定納入装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メータまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事の工費負担)

第14条 工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、第11条の規定による承認を受けた者（以下「工事申込者」という。）の負担とする。

(給水装置の変更等の工事)

第15条 管理者は、配水管の移転その他の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(第三者の異議についての責任)

第16条 工事の施行について利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任において処理するものとする。

第3章 給水

(給水の原則)

第17条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない理由及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

(メータの設置等)

第18条 給水量は、メータにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メータは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メータの貸与)

第19条 メータは、市が設置して、使用者等に貸与する。

2 使用者等は、善良な保管者の注意をもってメータを管理しなければならない。

3 所有者等は、前項の規定による管理義務を怠ったためにメータを亡失させ、又は損傷させた場合には、損害額を弁償しなければならない。

(メータの機能保護)

第20条 使用者等は、メータの検針、検査又は修繕の障害となる建築物、工作物若しくは物件をその設置場所に設け、又は置いてはならない。

2 前項の規定に違反した場合には、管理者は、必要な処置を行い、その費用を使用者等から徴収する。

(届出)

第21条 使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、又は中止するとき。
- (2) 料率の異なる2種類以上の用途に使用するとき。
- (3) 私設消火栓を演習に使用するとき。
- (4) 臨時用に使用するとき。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の用途に変更があったとき。
- (3) 管理人若しくは代理人に変更があったとき、又はその者の住所に変更ががあったとき。
- (4) 所有者に変更があったとき。
- (5) 私設消火栓を消火に使用したとき。

(権利義務の継承)

第22条 前条第2項第4号の届出があったときは、新たに所有者となった者が給水に関する権利義務を継承したものとみなす。

(私設消火栓の使用)

第23条 私設消火栓は、消防又は演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を演習に使用するときは、職員の立会いを要する。
- 3 火災又は非常の場合における私設消火栓の使用は、何人も拒むことはできない。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水道の水質について、使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を当該使用者等に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の納付義務)

第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、使用者又は管理人から徴収する。

(料金)

第26条 料金は、別表第1に定める基本料金と使用水量に基づき算出した従量料

金との合計金額に 1.10 を乗じて得た金額とする。ただし、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 2 基本水量のある基本料金は、使用水量が基本水量に達しなくても、これを徴収する。
- 3 私設消火栓を演習に使用する場合における 1 回の使用時間は、10 分以内とする。

(料金の算定)

第 27 条 料金は、隔月の定例日（料金算定基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。）にメータの検針を行い、その使用水量により当該定例日の属する月分及びその前月分をまとめて算定する。この場合において、当該使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。

- 2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の定例日以外の日にメータの検針を行うことができる。

(水量の認定)

第 28 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メータに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる 2 種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

- 2 前項の規定による認定は、前 6 月間の使用水量その他の事情を考慮して決定する。

第 29 条 削除

(特別な場合における料金の算定)

第 30 条 月の中途において水道の使用を開始し、若しくは中止し、又は廃止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用開始の日から次の定例検針日まで 15 日以内の場合であって、給水量が基本水量の 2 分の 1 に満たないときは、基本料金の 2 分の 1 として算定する。
- (2) 使用中止又は廃止の日が前の定例検針日から 15 日を経過しない場合であって、給水量が基本水量の 2 分の 1 に満たないときは、基本料金の 2 分の 1 として算定する。

- 2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(一時使用の場合の概算料金の前納)

第31条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用を終了したときに精算する。

(用途等の認定)

第32条 用途その他料金の算定基準となる事項が届け出られた事項と相違するときは、管理者がこれを認定する。

(無届使用に対する認定)

第33条 水道を無届で使用した場合は、前使用者に引き続き使用したものとみなす。

(料金の徴収方法)

第34条 料金は、口座振替の方法によるほか、払込の方法により隔月に徴収する。

ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 第30条第1項の規定による料金は、隨時これを徴収する。

(加入金)

第35条 給水装置（私設消火栓を除く。）の新設又は改造（量水器の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）をする者から、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める額に1.10を乗じて得た額の加入金を徴収する。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 新設の場合 量水器の口径に応じ、別表第2に定める額

(2) 改造の場合 別表第2による新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額との差額

2 前項の加入金は、第11条の規定による申込み（以下「工事申込み」という。）の際に納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、工事申込み後に納付することができる。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事申込みをし、しゅん工検査前に工事を取り消し、若しくは量水器の口径を減ずる設計変更が生じた場合又は管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(手数料)

第36条 次の各号に掲げる者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第12条第1項の指定（法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新を含む。）を受けようとする者 1件につき10,000円

- (2) 第12条第2項の設計審査（材料の確認を含む。）及び工事の検査を受けようとする者 その工事費の3パーセントに相当する金額
 - (3) 第23条第2項の消防演習の立会いを求める者 1個1回につき1,000円（休日及び正規の勤務時間外に立会いをする場合には、1,500円）
 - (4) 国道、県道等の占用許可の申請の管理者による代行を求める者 1件につき2,000円
- 2 前項の手数料は、当該指定等の申込みの際に納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、当該申込み後に納付することができる。
- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（料金、加入金、手数料等の軽減又は免除）

第37条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

（給水装置の検査、費用負担等）

第38条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ、又は自らこれをすることができます。

- 2 前項に規定する措置に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第39条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

（給水の停止）

第40条 管理者は、使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由

が継続する間、その者に対する給水を停止することができる。

(1) この条例の規定により納付すべき料金、加入金、手数料又は工事費を期限内に納入しないとき。

(2) 正当な理由なく、第27条の規定による使用水量の計量若しくは第38条第1項の規定による検査を拒み、又はこれを妨害したとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

2 前項の場合において、損害があったときは、管理者は、当該給水の停止をされた者に賠償させることができる。

(給水管の切断)

第41条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、管理上必要があると認めたときは、給水管を切断することができる。

(1) 所有者が60日以上所在が不明で、かつ、使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第42条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理について必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第43条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道のうち小簡易専用水道（ひたちなか市安全な飲料水の確保に関する条例（平成26年条例第7号）第2条第5号に規定する小簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、同条例第20条に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

3 前2項に規定する簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 委託

(徴収事務の委託)

第44条 管理者は、料金の徴収その他関係事務を公益財団法人ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社に委託する。

2 委託する事務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各種届出の受付に関すること。
- (2) 使用水量の検針・認定に関すること。
- (3) 料金の調定に関すること。
- (4) 料金の納入の通知に関すること。
- (5) 料金、加入金等の収納及び還付に関すること。
- (6) 水道使用者情報の管理に関すること。
- (7) その他徴収に関すること。

第8章 補則

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第9章 罰則

(過料)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、2,000円以下の過料に処する。

- (1) この条例の規定により納付すべき料金、加入金、手数料又は工事費の徴収を免れようとして詐欺その他の不正の行為をした者
- (2) 第10条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (3) 第11条の規定による承認を受けずに工事を行い、又は第21条第1項第1号の規定による届出をせずに給水装置を使用した者
- (4) 正当な理由なく、第18条第2項の規定によるメータの設置、第27条の規定による使用水量の計量、第38条第1項の規定による検査若しくは第39条若しくは第40条第1項の規定による給水の停止を拒み、又はこれを妨害した者

第47条 詐欺その他不正の行為により料金、加入金、手数料又は工事費の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の前日までに、合併前の勝田市水道事業給水条例（昭和35年勝田市条例第15号）及び那珂湊市水道事業給水条例（昭和36年那珂湊市条例第7号）の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例施行の際、現に受付中の検査等の手数料については、なお、従前の例による。
- 4 那珂湊地区水道事業の給水区域に係る料金の算定については、第29条の規定にかかわらず平成7年3月31日までの間に限り、合併前の那珂湊市水道事業給水条例の例による。
- 5 那珂湊地区水道事業の給水区域に係る料金の徴収方法については、第36条の規定にかかわらず平成7年3月31日までの間に限り、合併前の那珂湊市水道事業給水条例の例による。
- 6 那珂湊地区水道事業の給水区域に係る徴収事務の委託については、第45条の規定にかかわらず平成7年3月31日までの間に限り、合併前の那珂湊市水道事業給水条例及び那珂湊市水道料金徴収事務の委託に関する規則（昭和41年那珂湊市規則第15号）の例による。

付 則（平成9年条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成9年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のひたちなか市水道事業給水条例第28条第1項本文の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道水の供給で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道水の供給については、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これ

を 1 月とする。

- 4 別表第 2 の改正規定の施行の際現に給水装置の新設又は改造の工事の申込がなされ、第 37 条第 2 項ただし書の規定により工事申込後徴収することが認められた者に係る加入金については、なお従前の例による。

付 則（平成 10 年条例第 10 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年条例第 55 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年条例第 22 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前のひたちなか市水道事業給水条例第 31 条第 1 項の規定により前納された料金（同項第 1 号に規定する料金に限る。）でその精算が行われていないもの（以下「前納金」という。）は、この条例の施行の日以後において当該前納金に係る水道の使用者（以下「使用者」という。）に還付する。

- 3 前項の場合において、還付に関する手続が終了するまでの間に、使用者から水道の使用の中止又は廃止の届出があったときは、その都度当該使用者に前納金を還付するものとする。

付 則（平成 23 年条例第 7 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 25 年条例第 38 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のひたちなか市水道事業給水条例第 26 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道水の供給で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に

料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月 30 日後である水道水の供給にあっては、当該確定したものの中、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）に係る料金については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

4 この条例による改正後のひたちなか市水道事業給水条例第 35 条第 1 項本文の規定にかかわらず、施行日前に、この条例による改正前のひたちなか市水道事業給水条例第 35 条第 2 項ただし書の規定により工事申込後徴収することが認められた加入金については、なお従前の例による。

付 則（平成 26 年条例第 7 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年条例第 14 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 8 条の改正規定、第 21 条第 2 項の改正規定（同項第 5 号を削り、同項第 6 号を同項第 5 号とする部分に限る。）、第 25 条第 2 項を削る改正規定並びに第 29 条及び別表第 1 の改正規定は、平成 27 年 10 月 1 日（次項において「料金改定日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 27 年 12 月以後の月分に係る使用水量により算定する水道料金について適用し、同月前の月分に係る使用水量（料金改定日前から継続して水道水の供給を受けている者の使用水量に限る。）により算定する水道料金については、なお従前の例による。

付 則（令和元年条例第 2 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（ひたちなか市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

第 28 条 第 30 条の規定による改正後のひたちなか市水道事業給水条例第 26 条

第1項本文の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道水の供給で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道水の供給にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、水道の使用を開始した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）に係る料金については、なお従前の例による。

- 2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 3 施行日前にひたちなか市水道事業給水条例第35条第2項ただし書の規定により工事申込後徴収することが認められた加入金については、第30条の規定による改正後のひたちなか市水道事業給水条例第35条第1項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（準備行為）

第29条 この条例の施行に関し、必要な使用料、手数料等の徴収その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則（令和元年条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第36条第1項第1号の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に、改正前の第36条第1項ただし書の規定により申込み後に徴収することとされた同項第1号に定める手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第26条関係）

料金表

給水装置別	用途別	メータ口径 (mm)	一ヶ月基本水量 (m ³ /月)	基本料金		従量料金（水量区分別）
				基	本	
				金額	（円	

専用 給水 装置	一般用	13	5	1, 000	5 m^3 を 超え 10	10 m^3	20 m^3	50 m^3	100 m^3
				0		を超え 2	を超え 5	を超え 1	を超える
		20	5	1, 450	m^3 まで	0 m^3 ま	0 m^3 ま	0 m^3 ま	もの 1 m^3
				0	1 m^3 に	で 1 m^3 で	1 m^3 ま	で 1 m に	につき
		25	5	1, 950	つき 2	につき 2	につき 3	につき 3	224 円
				0	5 円	175 円	191 円	207 円	
		30		2, 550	1 m^3 を 超え 10				
				0					
		40		4, 000	m^3 まで				
				0	1 m^3 に				
		50		8, 500	つき 1				
				0	75 円				
	臨時用	75		14, 500					
				0					
		10		24, 500					
				0					
		15		51, 000					
				0					
		20		103, 000					
				0					
		25		130, 000					
				0					
		30		198, 000					
				0					
	臨時用				1 m^3 につき 404 円				
私設 消火栓						演習 5 分につき 985 円 (5 分未満は 5 分とみなす。)			

別表第2 (第35条関係)

メータの口径 (mm)	加入金 (円)
13	60, 000
20	160, 000

2 5	2 8 0 , 0 0 0
3 0	4 3 0 , 0 0 0
4 0	8 1 0 , 0 0 0
5 0	1 , 3 0 0 , 0 0 0
7 5	3 , 1 0 0 , 0 0 0
1 0 0	5 , 2 0 0 , 0 0 0
1 5 0	1 1 , 3 0 0 , 0 0 0
2 0 0	2 4 , 0 0 0 , 0 0 0
2 5 0	2 9 , 0 0 0 , 0 0 0
3 0 0	4 7 , 0 0 0 , 0 0 0